

小規模保育事業 A 型の設備基準（条例及び府令より抜粋※）

項目	条項	基準の概要
園児 1 人あたりの必要面積	[府令] 第 28 条	・ 乳児室又はほふく室の面積 0 歳、1 歳 1 人につき 3.3 m²以上 ・ 保育室及び遊戯室の面積 2 歳以上 1 人につき 1.98 m²以上 ・ 屋外遊戯場の面積 2 歳以上 1 人につき 3.3 m²以上
職員の人数	[府令] 第 29 条	・ 保育士的人数 0 歳 おおむね 3 人につき 1 人以上 1 歳、2 歳 おおむね 6 人につき 1 人以上 3 歳 おおむね 15 人につき 1 人以上 4 歳以上 おおむね 25 人につき 1 人以上 ≪ 配置基準上の必要保育士数の計算方法 ≫ (4 歳以上児数 × 1/25) (3 歳児数 × 1/15) (1、2 歳児数 × 1/6) (乳児数 × 1/3) } 必要従事者数 (小数点第 1 位を四捨五入) ※年齢別の各区分を小数点第 1 位まで求めた後（小数点第 2 位以下切捨て）、各年齢区分を合算し、小数点第 1 位を四捨五入する。 上記の計算に、1 人を加えた数とする。 令和 6 年 4 月から 3 歳及び 4 歳以上の職員配置基準について、基準府令の改正がなされたが、経過措置が設けられているため、当分の間、改正前の取扱いもできることとなっている。 ・ 3 歳 改正前 おおむね 20 人につき 1 人以上 改正後 おおむね 15 人につき 1 人以上 ・ 4 歳以上 改正前 おおむね 30 人につき 1 人以上 改正後 おおむね 25 人につき 1 人以上

※ 条例…「船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」

※ 府令…条例第 3 条においてその例によることとされる「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」